

平成15年度 税制改正要望項目

平成14年8月
金融庁

目 次

基本的考え方

1.証券市場の改革を促進する税制

- (1)個人投資家の証券市場への参入を促進するための税制
 - ETF等株式投信に係る優遇税制の導入及び損益通算範囲の拡大
 - 株式投資に係る現行の優遇税制等の拡充
 - 配当課税の軽減・簡素化
 - 特定口座の改善
- (2)証券市場における円滑な取引の確保を図るための税制
 - 公社債利子に係る源泉徴収制度の改善 (いわゆる課税玉・非課税玉問題の解決)
 - 証券決済システム改革に伴う税制の整備
- (3)世代間の資産移転を促進するための税制

2.金融システムの安定化を促進する税制

- (1)合併等の経営判断を支援するための税制
- (2)不良債権の処理に係る環境を整備するための税制
 - 欠損金の繰越期間の延長等
 - 協定銀行・承継保険会社が不動産を取得する場合における不動産取得税等の特例措置
- (3)法人事業税に係る外形標準課税の見直し

3.保険等に係る要望事項

基本的考え方

1.証券市場の改革を促進する税制

これまで我が国の金融は、銀行を經由する間接金融に大きな比重を置いてきた。しかしながら、起業、創業を支え、経済のダイナミズムを取り戻すとともに、家計が保有する金融資産を多様化させるためには、直接金融へのシフトが必要不可欠。こうした観点を踏まえ、以下の税制上の措置を要望する。

- (1) 個人投資家の証券市場への参入を促進するための税制
- (2) 証券市場における円滑な取引の確保を図るための税制 等

2.金融システムの安定化を促進する税制

我が国経済の再生のためには、安定的な金融システムを通じて資源が効率的に配分されることが必要。

そのため、不良債権問題を早期に解決するとともに、金融機関の収益性の改善等経営基盤の強化により、安定的な金融システムを構築することが必要不可欠。こうした観点を踏まえ、以下の税制上の措置を要望する。

- (1) 合併等の経営判断を支援するための税制
- (2) 不良債権の処理に係る環境を整備するための税制 等

預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフト
『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002』(平成 14年 6月 25日、閣議決定)

今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討
「より強固な金融システムの構築に向けた施策」(平成 14年 4月 12日、金融庁)

1.証券市場の改革を促進する税制

(1)個人投資家の証券市場への参入を促進するための税制

ETF等株式投信に係る優遇税制の導入及び損益通算範囲の拡大 (所得税・個人住民税)

個人投資家が利用しやすい金融商品であるETF等の株式投資信託(株式組入比率の高いもの、以下同じ)について、現行の長期保有特別控除枠(100万円)に加え、新たに100万円の控除枠を設ける。

現行

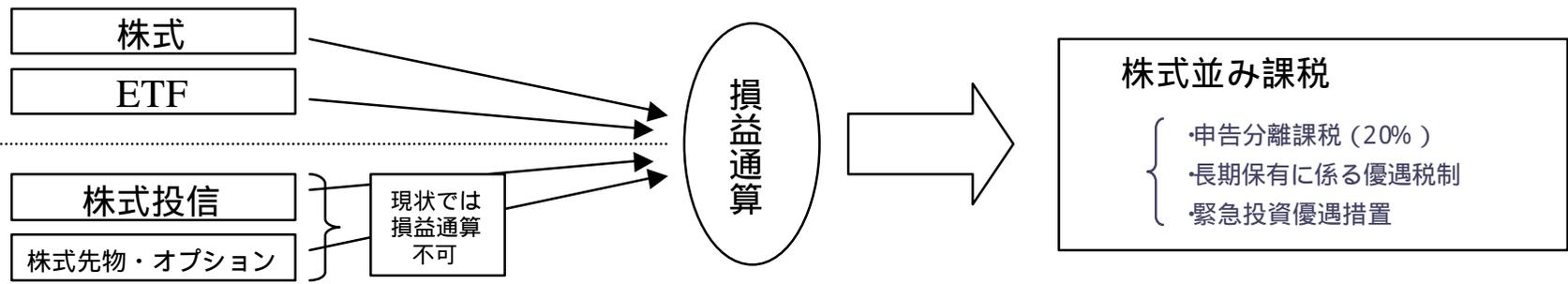
$$\left(\begin{array}{l} \text{譲渡益} \\ \text{(1年超保有)} \end{array} 100 \text{万円} \right) \times 10\% \text{ (優遇税率)} = \text{納税額}$$

要望

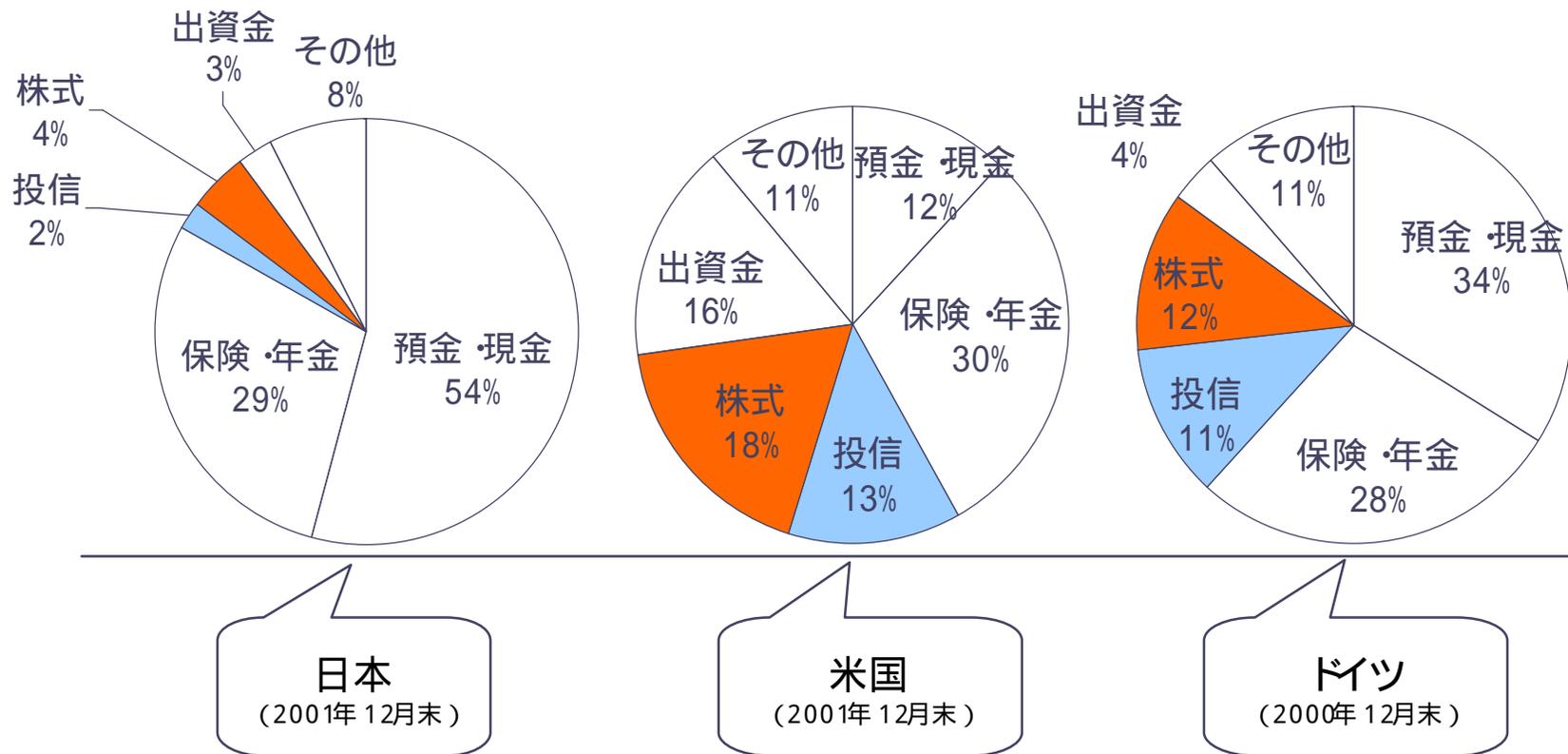
……現行の「一般枠」に加え、ETF等株式投信の譲渡益を対象とした「ETF等株式投信枠」を新設

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡益} \\ \text{(1年超保有)} \end{array} \left(\begin{array}{l} 100 \text{万円} \\ \text{(一般枠)} \end{array} + \begin{array}{l} 100 \text{万円} \\ \text{(ETF等株式投信枠)} \end{array} \right) \right\} \times 10\% \text{ (優遇税率)} = \text{納税額}$$

株式投資信託や株式先物・オプション等のリスク商品について、株式との損益通算を可能とするとともに、株式並みの申告分離課税(20%)、株式に係る優遇税制を適用する。

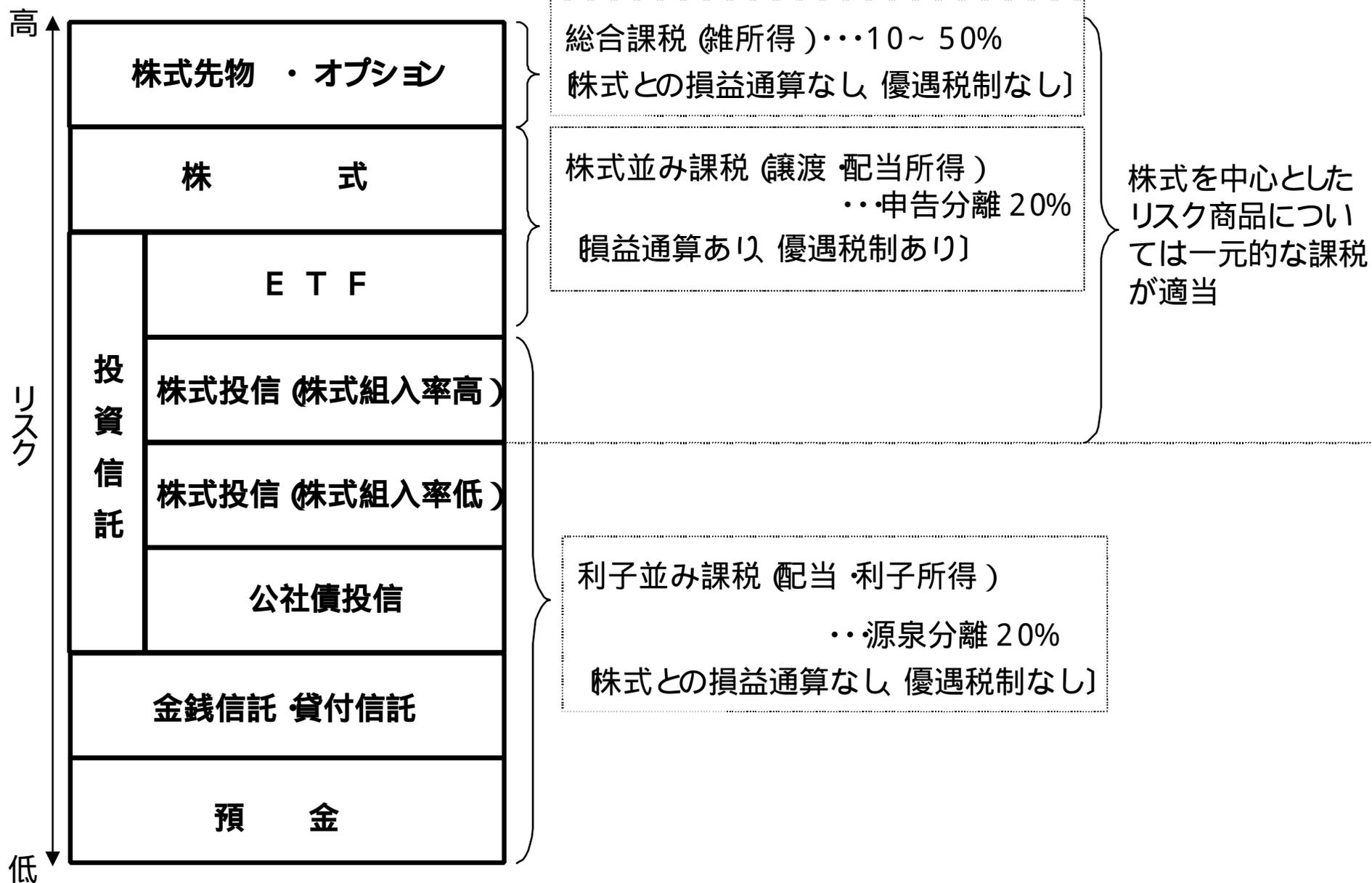


個人金融資産の保有構成に見る 日・米・独の比較



各種金融商品に係る課税関係

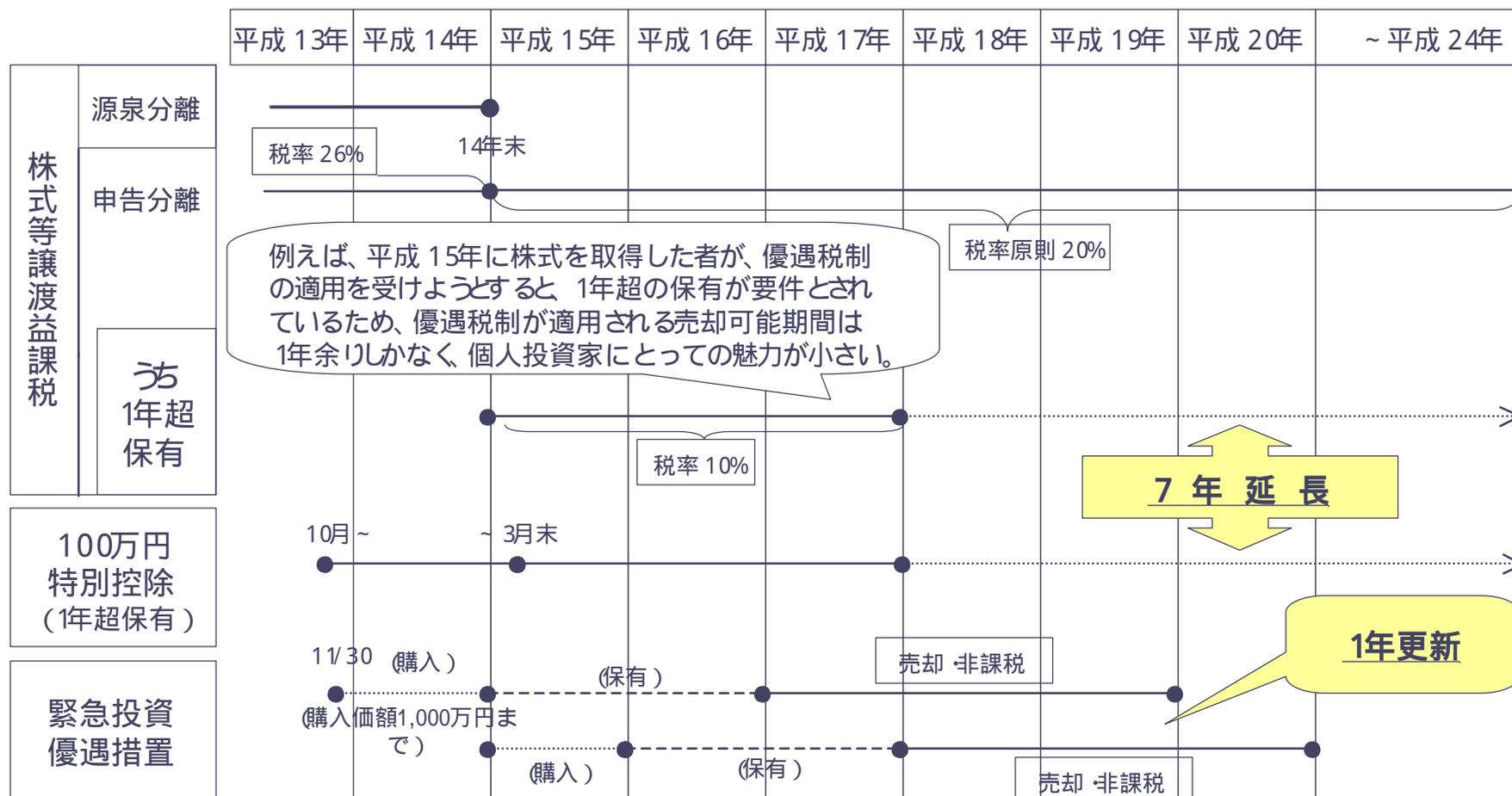
(参考2)



株式投資に係る現行の優遇税制等の拡充 (所得税・個人住民税)

個人投資家の株式市場への参入を一層促進するために、株式投資に係る現行の優遇税制等を拡充する。

長期 (1年超) 保有上場株式等に係る暫定税率 (10%) 及び特別控除 (100万円) について、
 現行の適用期限を7年延長し、10年間とする (平成17年まで 24年まで)。
 緊急投資優遇措置を1年更新する。
 株式の譲渡損失の繰越控除期間を延長する (3 5年)。



主要国の株式譲渡益課税制度の概要

(参考3)

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	総合課税	総合課税	一定のものを除き非課税 (投機売買(保有期間12ヶ月以下の株式)により生じたもの等については総合課税)	申告分離課税
税率	10～38.6% + 地方税	キャピタル・ゲインを他の所得に上積みした場合の所得税の税率ブラケット(10%、22%、40%)に応じて、10%、20%、40%の税率で課税	一定のものを除き非課税 (投機売買については、20.0～48.5% + 連帯付加税)	26%
優遇措置等	12ヶ月超保有の場合、10% (5年超保有の場合は8%) または20%の税率で課税 + 地方税 (恒久的)	年間のキャピタル・ゲインのうち7500ポンドまでは非課税 また、3年以上保有の場合、軽減措置あり (恒久的)	一定のものを除き非課税 (投機売買については、1暦年512ユーロ未満の場合は免税) (恒久的)	年間譲渡総額が7650ユーロ以下であれば免税 (恒久的)
譲渡損失の取扱い	純キャピタル・ロスは、毎年3000ドル又は他の所得の小さい方を上限として、他の所得から控除可	キャピタル・ゲインからのみ控除可	原則控除不可 (投機売買によるキャピタル・ロスは、その年の投機売買による所得からのみ控除可)	有価証券のキャピタル・ゲインからのみ控除可
損失の繰越し	繰越し可 (期間限度なし)	繰越し可 (期間限度なし)	繰越し不可	繰越し可 (5年)

(備考) 1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 : 平成13年6月から11月までの実勢為替相場の平均値)。

配当課税の軽減・簡素化 (所得税・個人住民税)

個人投資家が株式等を「保有」するメリットを高める観点も踏まえ、配当課税を軽減・簡素化する。

- ・配当課税の申告不要限度額を引き上げる。
- ・配当控除を拡充する。

申告不要限度額の引上げ

	現行			要望	
	所得税	住民税		所得税	住民税
1回の支払配当の金額が 25万円 (年 1回 50万円) 以上のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)		年間 50万円	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
1回の支払配当の金額が 25万円 (年 1回 50万円) 未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)		年間 10万円	確定申告不要 (20%の源泉徴収)
一回の支払い配当の金額が 5万円 (年 1回 10万円) 以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)				

配当控除の拡充

	現行		要望
<p>現行の配当控除の計算方式は昭和48年から据え置き。</p> <p>・当時と比べて物価・所得水準が約2倍となっていること等に鑑み、見直しが必要。</p>	配当所得の 5% (所得税) 1.4% (住民税)	} を控除	課税総所得 2,000万円
	配当所得の 10% (所得税) 2.8% (住民税)		配当所得の 5% (所得税) 1.4% (住民税)
			課税総所得 1,000万円

特定口座の改善 (所得税・個人住民税)

申告分離一本化に伴い個人投資家の納税に係る負担を軽減する観点から設けられた特定口座について、対象商品を拡大するなど、その制度を改善する。

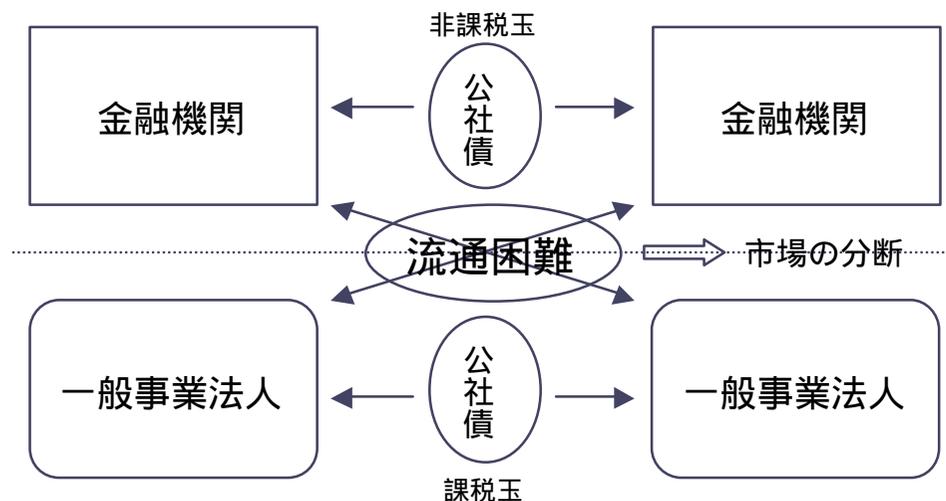
- ・ 株式、ETF等に加え、株式投資信託や株式先物・オプションを追加する。

(2) 証券市場における円滑な取引の確保を図るための税制

公社債利子に係る源泉徴収制度の改善 (いわゆる課税玉・非課税玉問題の解決)

(所得税、法人住民税)

一般事業法人が受け取る公社債利子について、金融機関と同様に、源泉徴収を免除する。



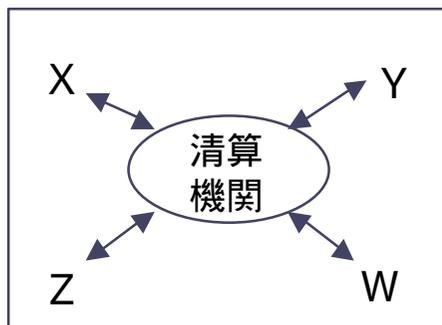
・公社債利子の課税に係る源泉徴収については、金融機関と一般事業法人が異なる取り扱いをされていることから、公社債市場は金融機関向けと一般事業法人向けの二つに分断されている (いわゆる課税玉・非課税玉問題)。

・本問題を解決するため、今後実施される証券決済システム改革等に合わせて、公社債利子に係る源泉徴収制度の改善を図る。

証券決済システム改革に伴う税制の整備 (所得税、法人税・法人住民税)

証券決済システム改革の実施に伴い、関連する税制を整備する。

- ・証券決済システム改革に伴い発足する清算機関について、公社債利子の源泉徴収を免除する。
- ・投資者保護制度である加入者保護信託について、支払われる負担金を損金扱いとするなど、他の投資者保護制度等と同様の措置を講じる。



- ・新たな証券決済システムの下では、債券の受け渡しが清算機関を介して行われるため、清算機関について、公社債利子の源泉徴収が免除されない場合には、非課税玉が課税玉になってしまう事態も想定され、決済システムが機能しなくなるおそれ。

(3) 世代間の資産移転を促進する税制 (贈与税)

親子間又は親孫間で株式等投資に必要な資金を贈与する場合における贈与税を軽減する。

・世代間の資産移転を促進するとともに、証券市場の活性化を図る観点から、親子間等の株式等投資資金の贈与について、住宅取得資金の贈与に係る特例と同様の優遇措置を講じる。

(注) 親子間等における住宅取得資金の贈与については、贈与税の特例として、1500万円を限度に5分5乗方式(最大550万円が非課税)が適用されている。

2.金融システムの安定化を促進する税制

(1)合併等の経営判断を支援するための税制

金融システムをより強固なものとする観点から、合併等を通じた経営基盤の強化に向けた計画を策定し、主務大臣の認定を受けた金融機関を対象に税負担を軽減することにより、合併等の円滑化を図る。

商業登記・不動産登記に係る登録免許税の減免 (登録免許税)

合併等の費用を軽減するため、増資や所有権・(根)抵当権の移転に伴う商業登記・不動産登記に係る登録免許税を軽減・免除する。

	商業登記		不動産登記				
	会社設立 増資 (合併・分割)	会社設立 増資	所有権移転 (合併)	所有権移転 (その他)	(根)抵当権 移転 (合併)	(根)抵当権 移転 (営業譲渡)	(根)抵当権 移転 (分割)
本則	0.15%	0.7%	0.6%	5.0%	0.1%	0.2%	0.2%
要望 (特例)	0.10%	0.15%	0.3%	3.5%	非課税		

産業再生法に同様の軽減措置あり

(注) (根)抵当権の移転については、産業再生法上は減免措置が規定されていないが、金融機関の特殊性に鑑み、今回、非課税措置を要望。

新規システム投資に対する償却の特例 (法人税)

合併等に伴い必要となるシステム投資について、30%の特別償却を認める。

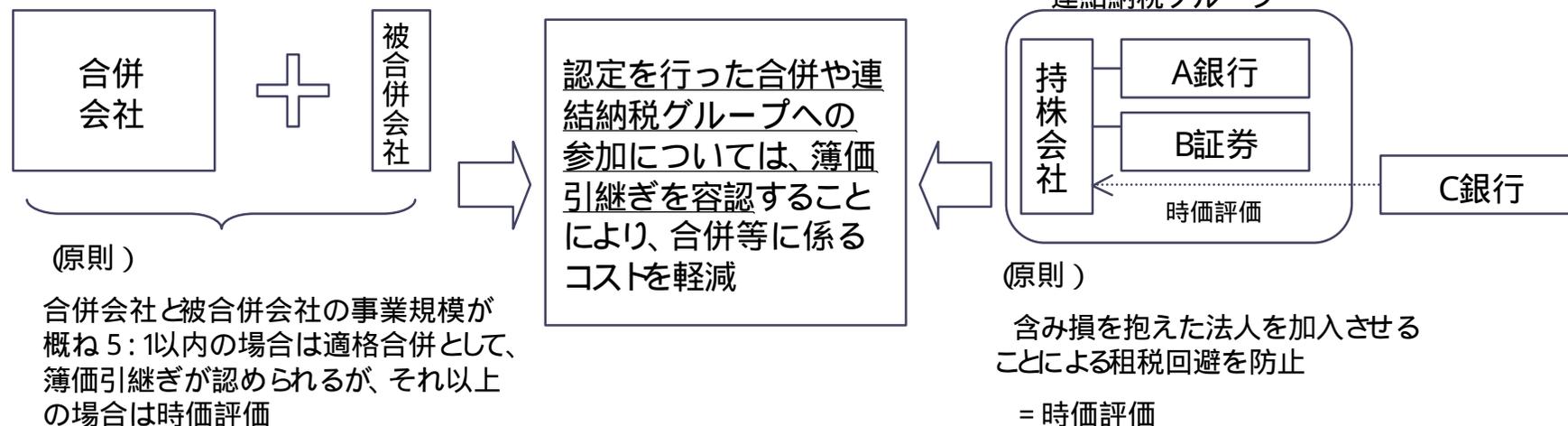
初年度に、普通償却限度額と特別償却限度額(30%)の合計額までの償却が可能となる。

合併等に伴う資産の引継コストを軽減するための措置 (法人税)

合併等について、当事者間の事業規模の違いにかかわらず、適格合併等として、税務上の簿価引継ぎなどを認める。

連結納税グループへ新規に参加する際における、加入銀行の資産の簿価引継ぎを認める。

(例)



(2)不良債権の処理に係る環境を整備するための税制

我が国経済再生のためには、不良債権の早期処理が不可欠であり、経済構造改革の一環である不良債権処理が円滑に進むよう 税制上の手当てを講じる。

欠損金の繰越期間の延長等 (法人税・法人住民税)

欠損金の繰越期間を延長する(5 10年)。

欠損金の繰戻還付の凍結(平成4年から)を解除するとともに、繰戻期間を延長する(1 2年)。

・長期間にわたり損益を通算できることは、中長期的な観点から将来を見据えた企業経営を行う上で、非常に重要。

・諸外国と比較した場合、我が国の欠損金の扱いは、繰越・繰戻ともに明らかに不利な扱いとなっている。

・企業再生や不良債権処理の一層の進展に伴い、現在有税で引き当てられている不良債権が、税務上の欠損金として現れてくることとなるが、不良債権の円滑な処理のためには、十分な繰越期間が必要。

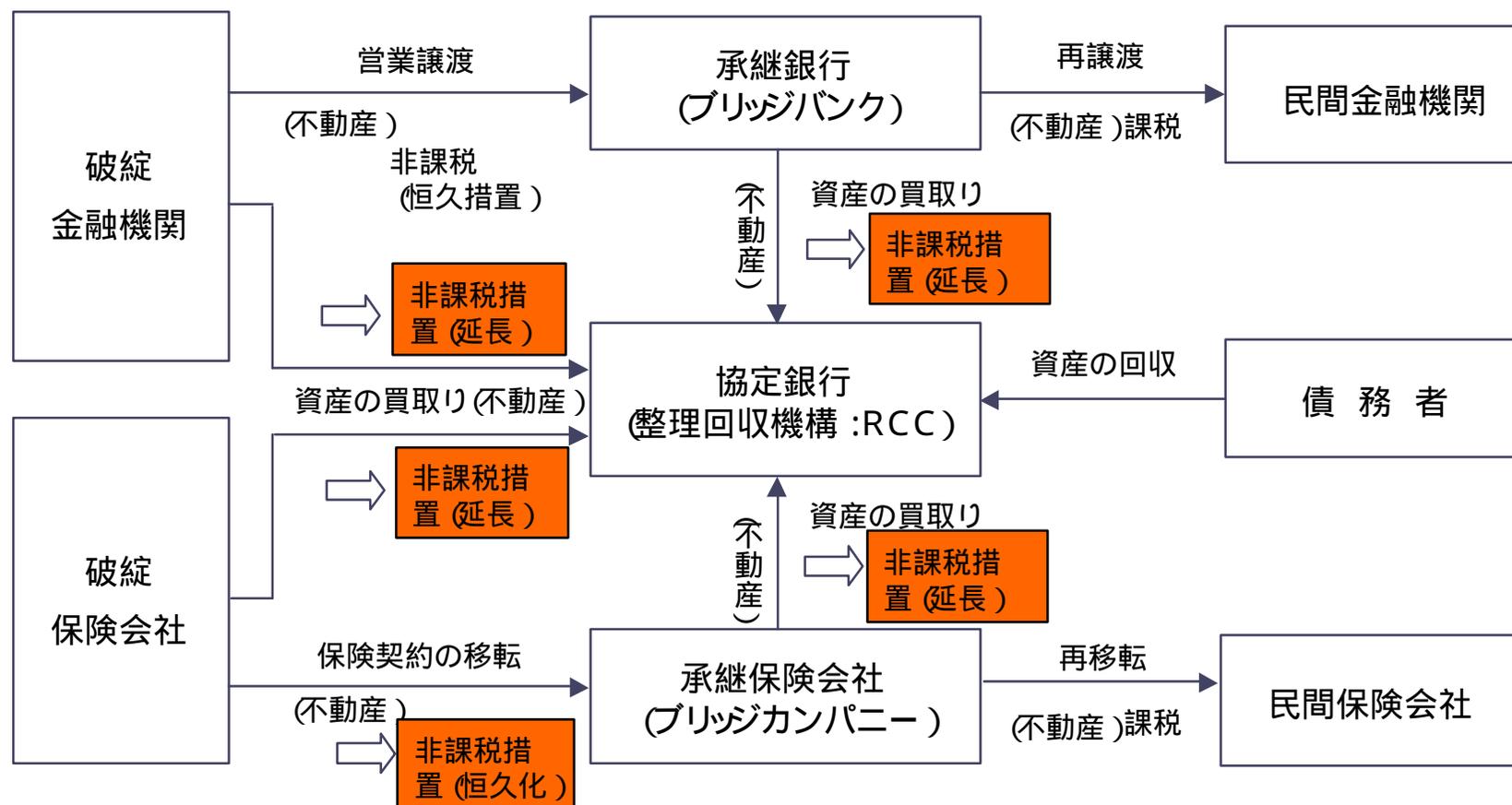
欠損金の繰越控除・繰戻還付に係る取り扱い(国際比較)

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越控除期間	5年	20年	無期限	無期限	5年
繰戻還付期間	1年(凍結中)	2年	1年	1年	3年

協定銀行・承継保険会社が不動産を取得する場合における不動産取得税等の特例措置
(不動産取得税、特別土地保有税)

協定銀行 (RCC) が、破綻金融機関等の保有する不動産を買い取る際の不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置を延長する。

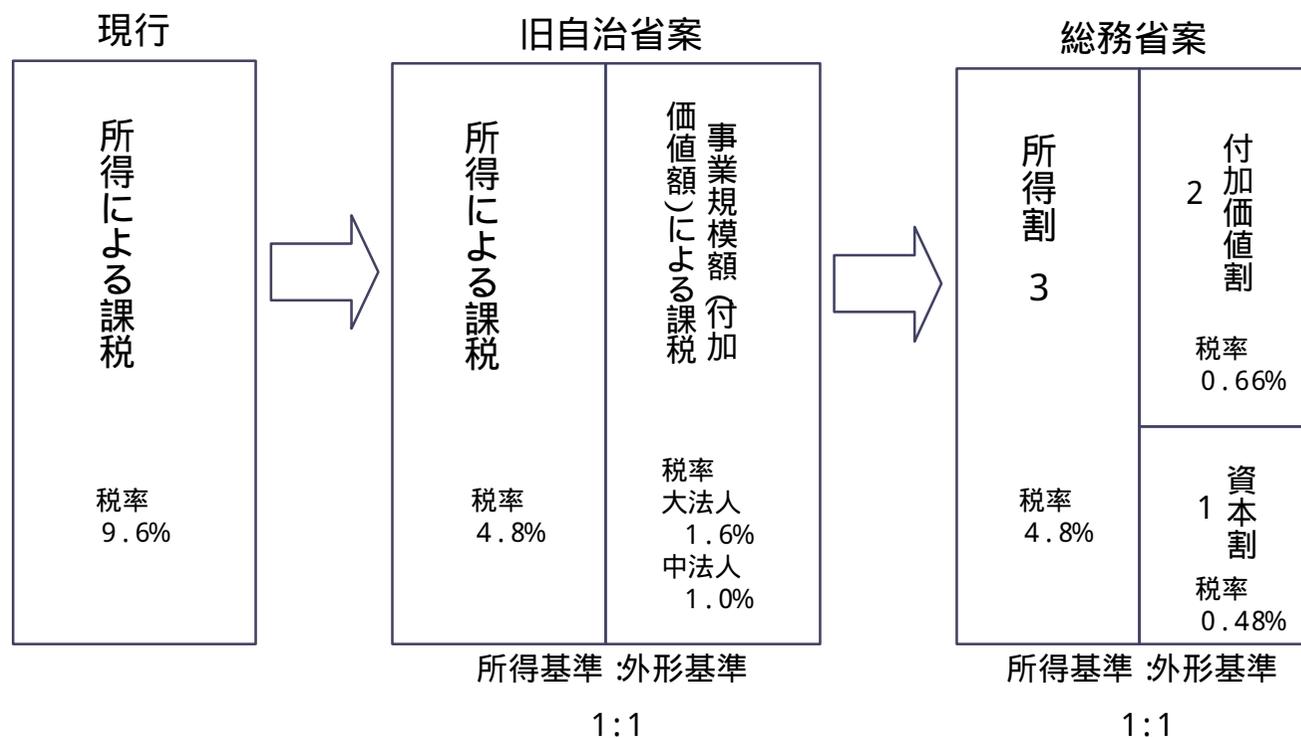
承継保険会社が、破綻保険会社から不動産を取得する場合における不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置を恒久化する。



(3) 法人事業税に係る外形標準課税の見直し(法人事業税)

法人事業税の課税標準として、総務省案で導入されることとされている「資本割」について見直しを行う

- ・金融業は法令上自己資本の充実が求められており「資本割」(= 資本金に対する課税)の導入にあたっては、当該自己資本充実の要請との間関係を整理する必要。
- ・資本金の多寡は、業種特性によって大きく異なり、導入にあたっては課税の公平性の観点からの検討も必要。



3. 保険等に係る要望事項

- ・ 生命保険料及び個人保険年金料の所得控除限度額の引上げ (所得税・個人住民税)
- ・ 受取配当益金不算入制度に係る特定利子取り扱い等の見直し (法人税・法人住民税)
- ・ 医療、介護、年金等の社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設 (所得税・個人住民税)
- ・ 地震保険に係る保険料控除制度の創設 (所得税・個人住民税)
- ・ 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税化 (法人税・法人住民税)
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金の積立率の引上げ (法人税・法人住民税)
- ・ 船主責任相互保険における異常危険準備金の積立率の引上げ (法人税・法人住民税・法人事業税)
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ (相続税)
- ・ 企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃 (法人税・法人住民税)
- ・ 確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ (法人税・法人住民税、所得税)
- ・ 適格合併に係る株式継続保有要件の緩和 (法人税)
- ・ 連結付加税の撤廃 (法人税)
- ・ 外国税額控除の控除余裕額及び限度超過額の繰越期間の延長 (法人税・法人住民税)
- ・ 外国税額控除に係る間接税額控除対象の孫会社から曾孫会社までの拡大 (法人税・法人住民税)
- ・ 協同組織金融機関等に係る貸倒引当金の特例措置の延長 (法人税)
- ・ 特定口座内で譲渡損が発生した場合における源泉徴収額の計算方法等の改善 (所得税)
- ・ 源泉徴収を選択した特定口座に係る株式等について、緊急投資優遇措置の適用を可能とすること (所得税・個人住民税)
- ・ 株式分割等に係る印紙税の非課税措置の延長 (印紙税)
- ・ 株式分割等に係る印紙税の非課税措置の優先出資への適用 (印紙税)
- ・ 非居住者等の受け取る振替社債等の利子に係る非課税制度の創設 (所得税、法人税)
- ・ 信託を利用した世代間資産の移転を促進する税制の導入 (相続税、贈与税)
- ・ 総合運用信託による課税の簡素化 (所得税・個人住民税)
- ・ SPC等の不動産取得に係る不動産取得税について軽減措置の延長、特別土地保有税について非課税措置の延長 (不動産取得税、特別土地保有税)